

岐阜キリシタン小史(72)「濃尾崩れ」(1)

はじめに：「濃尾崩れ」とは何か

1. 「濃尾崩れ」という名称

「濃尾崩れ」という名称は、江戸時代の濃尾地域、すなわち美濃国と尾張国を中心に行われた、キリシタンに対する大規模な摘発と処刑を指す言葉である。

ここでいう「崩れ」は、キリシタンが一人、または数人単位で摘発された個別の事件を指すのではない。潜伏していたキリシタンの存在が何らかのきっかけによって明らかになり、そこから取り調べが広がり、信徒の捕縛、処刑、さらに親族や関係者の調査へと発展していく大規模な摘発事件を指して用いられる。江戸時代には、肥前国大村藩領で起こった「郡崩れ」、豊後地方の「豊後崩れ」など、各地で同じような大規模摘発が起きている。

【参考】全国の崩れ一覧

名称	年代	地域	摘発規模（確実）	処刑規模（確実）	史料根拠
濃尾崩れ	1631～1698 (寛永8～元禄11)	美濃・尾張	3,000名以上	約3,000名前後	『尾張藩宗門改帳』 『美濃国諸記録』ほか
元和の大殉教（京都）	1619(元和5)	京都	不明	52名	『元和殉教記』
元和の大殉教（長崎）	1622(元和8)	長崎	不明	55名	『元和殉教記』
元和の大殉教（江戸）	1623(元和9)	江戸	不明	50名	『元和殉教記』
島原・天草一揆 （島原崩れ）	1637-38 (寛永14～15)	島原・天草	一揆勢約37,000	ほぼ全滅	『島原記』ほか
黒島崩れ	1644(正保元)	長崎県黒島	約200名	数十名	平戸藩史料
五島崩れ（複数回）	1657(明暦3)ほか	五島列島	数百名規模	数十名	五島藩史料
外海（そとめ）崩れ	1660年代 (万治～寛文期)	長崎県外海	数百名	数十名	長崎奉行所記録
郡（こおり）崩れ	1681(天和元)	長崎県西彼杵郡	約130～150名	約30名	『長崎実録大成』ほか
平戸崩れ	1681(天和元)	長崎県平戸	約70名	十数名	平戸藩史料
壱岐崩れ	1827(文政10)	長崎県壱岐	約120名	十数名	壱岐国史料
天草崩れ	1805(文化2)	熊本県天草	約200名	十数名	天草郡役所文書
外浦崩れ	1815(文化12)	長崎県外浦	約100名	十数名	長崎奉行所記録
浦上崩れ（第一～第四）	1790～1873 (寛政2～明治6)	長崎市浦上	合計4,000名以上	処刑は少数 (主に流配)	外務省文書・奉行所記録
大野崩れ	1839(天保10)	長崎県大野	約100名	十数名	長崎奉行所記録
中通島（上五島）崩れ	1830年代(天保期)	五島列島	数十～百名	十数名	五島藩史料
出津（しつ）崩れ	1840年代 (天保～弘化期)	長崎県外海	数十～百名	十数名	外海村史料

「濃尾崩れ」は、1661(寛文元)年に可児郡塩村・帷子村^{かたびら}で潜伏キリシタンが発覚した事件を起点として、尾張・美濃一帯へ摘発が広がった一連の弾圧を指すことが多い。塩村の領主であった旗本・林権左衛門が尾張藩に捕縛を依頼したことから、尾張藩による本格的な取り締まりが始まり、周辺村々へ検挙が連鎖的に拡大していった。

このため、歴史研究や地域史では、「濃尾崩れ」を1661年以後、なかでも寛文年間に展開した大規模なキリシタン弾圧として位置づけるのが一般的である。実際、寛文期には多数の捕縛と処刑が行われ、濃尾地域にお

けるキリシタン弾圧を代表する事件として記憶されるようになった。

しかし、濃尾におけるキリシタン弾圧を 1661 年から説き起こすと、それ以前から続いていた取り締まりの経過が埋もれてしまう。その結果、「濃尾崩れ」を、それまでの弾圧の積み重ねの中で捉えることが難しくなる。濃尾における弾圧の歴史を理解するには、1661 年に至るまでの経過を明らかにする必要がある。尾張藩では 1631(寛永 8)年からキリシタンの検挙・処刑が行われていたとされ、1661 年の塩村・帷子村の摘発は、それまでの取り締まりとは無関係に突然始まったものではなかった。

そこで本稿では、「濃尾崩れ」を狭義の 1661 年以後に限定するのではなく、1631(寛永 8)年から 1698(元禄 11)年まで、濃尾地域で断続的に続いたキリシタン弾圧の連続過程として広く捉えることとしたい。

2. なぜ 1631～1698 年なのか

この 67 年間には、濃尾地域のキリシタン弾圧が段階的に変化していく過程を見ることができる。

1631(寛永 8)年を、濃尾地域における弾圧が本格的に展開していく出発点とする。この年、尾張藩は一宮や高木村などでキリシタン 57 人を検挙し、そのうち一宮のコスモ道閑、兵右衛門、庄五郎と高木村の久三郎の 4 人を火刑に処した。残る 53 人も投獄され、その後、一部は江戸へ送られた。この事件は、1661(寛文元)年の摘発事件に先立ち、尾張藩による大規模なキリシタン弾圧がすでに行われていたことを示している。つまり、「濃尾崩れ」は 1661 年に突如として起こった事件ではなく、それ以前から続いていた弾圧の延長線上に位置づけて理解する必要がある。

次の大きな転機が、1661(寛文元)年の塩村・帷子村の摘発である。ここから尾張藩による取り締まりが広域化し、塩村・帷子村だけでなく、太田村など周辺の村々、さらに尾張北部へと検挙が広がっていった。1661 年は、濃尾地域のキリシタン弾圧が大規模な「崩れ」として展開する重要な転換点である。

1660 年代には、捕縛されたキリシタンに対する厳しい処分が相次いだ。大量の処刑が行われ、濃尾地域のキリシタン共同体は大きな打撃を受けた。ここに「濃尾崩れ」の中心的な時期がある。

しかし、処刑が終われば弾圧も終わったわけではない。1670 年代以後には、すでに捕縛された人々や、その親族・子孫に対する監視が続き、「転切支丹」や「類族」の管理が問題となった。キリシタン本人を処刑する段階から、キリシタンであった人物の親族を把握し、その後の生活を監視する段階へと、取り締まりのあり方が変化していったのである。可児地域に残る「ころびきりしたんるいぞくぞんめいおぼえちよう転切支丹類族存命覚帳」も、その後の類族管理が長く続いたことを示している。

【「濃尾崩れ」の諸段階】

1631(寛永 8)年——弾圧の本格的展開



1661(寛文元)年——塩村・帷子村の摘発、弾圧の大規模化



1660 年代——大量検挙・大量処刑



1670 年代以後——転切支丹・類族の管理と弾圧の継続



1697～1698(元禄 10～11)年——笠松・塩村での最後期の処刑

さらに、1697(元禄 10)年の笠松の大臼塚での処刑、1698(元禄 11)年の塩村での処刑が記録されている。したがって、1660 年代の大量処刑をもって濃尾地域の弾圧が完全に終わったと見ることはできない。1698 年まで、なおキリシタンに対する処分が続いていたのである。

したがって、本稿では「濃尾崩れ」を、以下のようにとらえたい。

つまり、「濃尾崩れ」とは 1661 年に突然始まり、1660 年代に終わった一つの

事件ではない。濃尾地域に残っていたキリシタンが摘発され、処刑され、その後も転切支丹や類族として監視されていく、67 年間にわたる長い弾圧の過程として見る必要がある。

この視点に立つことで、「濃尾崩れ」は単なる「大量処刑事件」ではなく、キリシタンの信仰共同体がどのように発見され、摘発され、破壊され、そしてその後もどのように監視され続けたのかをたどる歴史として捉えることができると考える。

「転切支丹類族存命覚帳」について

「転切支丹類族存命覚帳」は、可児郡塩村（現在の可児市塩）に残る、キリシタン関係の類族管理史料である（『可児町史資料編』1978 年、P.284、所収）。

この文書名に含まれる語は、次のような意味をもつ。

転切支丹＝キリシタンであったが、禁教政策のもとで棄教した者、いわゆる「ころびキリシタン」

類族＝その本人だけでなく、子孫や縁戚者など、幕府・藩によって監視対象とされた人々

存命＝現在生きているか、死亡したかを確認すること

覚帳＝その内容を書き留めた記録

つまり、これは単純な「キリシタン名簿」ではなく、「濃尾崩れ」によって摘発されたキリシタンや転切支丹の一族について、その後も生死や所属寺院などを確認するために作られた記録である。『美濃のキリシタン』（美濃加茂市民ミュージアム、2025 年、P.9）の解説によれば、この覚帳には類族 42 人の名前が記され、それぞれについて檀那寺と年齢が記されている。また、記載されている年齢を基準にすると、1698(元禄 11)年に作成された記録をもとに、1743(寛保 3) 年に改めたものと考えられているとしている。

今回は、「濃尾におけるキリシタン信仰の基盤」にあらためて見ていきたい。「濃尾崩れ」を理解するには、まず崩れに先立ってどのような信仰の姿があったのかを明らかにしておく必要があるからである。✚

【参考】「濃尾崩れ」関連年表

西暦(和暦)	地域・処刑地 (現在の地名)	出来事	殉教者数 (処分者数)	備考
1600(慶長5)年頃～	尾張藩	松平忠吉による庇護	-	関ヶ原の戦い後、忠吉在任中は保護を受ける。
1615(元和元)年～	尾張藩	弾圧の開始	-	元和年間から徐々に取り締まりが本格化。
1631(寛永8)年	尾張藩 (場所不明)	キリシタン57人を検挙	4人(火刑)	53人が入牢、うち44人が江戸送り。
1632(寛永9)年～	尾張国丹羽郡高木村 (愛知県扶桑町高木)	秘密裏の布教開始	-	1650年代(明暦・万治)には大胆に広まる。
1635(寛永12)年9月	名古屋(町中) (愛知県名古屋市中区)	キリシタン改めの開始	-	幕府の命。町中に訴人奨励の高札を設置。
1637(寛永14)年	尾張国丹羽郡下野村 (愛知県扶桑町高雄・下野)	300余人の処刑	300余人(斬首)	処刑後、大きな穴に埋められ「塚」を築く。
1644(正保元)年	尾張藩(牢内)	48人を摘発	42人(牢死等)	最後の1人は1684(貞享元)年に牢内で病死。
1661(寛文元)年3月	美濃国塩村・帷子村 (岐阜県可児市塩・帷子)	濃尾崩れの端緒	24人捕縛	旗本・林権左衛門の報告により露見。
1661(寛文元)年3月	尾張国丹羽郡橋爪村 (愛知県犬山市橋爪)	頭領・藤蔵の捕縛	-	潜伏キリシタンの頭領として検挙。
1661(寛文元)年～	高木村・橋爪村など79ヵ村 (犬山市・扶桑町周辺など)	キリシタンの連続摘発	多数	79もの村々から次々と信者が摘発される。
1664(寛文4)年4月	美濃国(全域)	幕府による現地調査	-	幕府目付・森川之俊が「美濃天主教徒査検」として下向。
1664(寛文4)年5月	尾張藩・江戸	キリシタン奉行の任命	-	奉行の海保弥兵衛が江戸で宗門改役・北条氏長に要諦を問う。
1665(寛文5)年12月	名古屋・千本松原 (愛知県名古屋市中区正木)	大規模な処刑の執行	207人(斬首)	胴体は「試し物」として藩士に配分。遺体は埋没。
1665(寛文5)年12月	美濃国笠松・大白塚 (岐阜県羽島郡笠松町)	数十名の処刑	数十名(磔刑)	木曽川堤にて執行。武士も喜んで討たれたと記される。
1666(寛文6)年1月	尾張藩	統治体制の強化	-	寺社奉行設置。年2回の宗門改めと五人組を徹底。
1666(寛文6)年頃	丹羽郡・葉栗郡 (犬山市・扶桑町・江南市ほか)	領地替えの断行	-	管理強化のため給人知行所を他郡へ移し、幕府領とする。
1667(寛文7)年12月	尾張藩(各所)	殲滅作戦による処刑	756人(処刑)	山澄淡路守が幕府に詰問されたことが契機。乳児も含む。
1667(寛文7)年8～10月	尾張藩	藩士への「試し物」配布	2000人	牢内の人数を減らすため藩士に下される。
1669(寛文9)年	尾張藩(場所不明)	33人の捕縛と処分	33人	31人は試し物、2人は牢死。これにて根絶とされる。
1697(元禄10)年	美濃国笠松・大白塚 (岐阜県羽島郡笠松町)	キリシタンの処刑	30余人(斬首)	根絶後も続いた摘発の一つ。
1698(元禄11)年	美濃国塩村 (岐阜県可児市塩)	キリシタンの処刑	7人	-

(以上)